

平成九年（ワ）第二五四三号

損害賠償請求事件

平成九年七月二日

被原告

東京

r k o n o

京

都

右被告指定代理人

同 同 同 同

第一 被告の主張

一本件事故を捜査するに至った経緯

1 警視庁葛西警察署（以下「葛西署」という。）交通課交通捜査係捜査部長出口恭助（以下「出口巡査部長」という。）は、平成五年九月二三日午前二時ころ、同署地域課員から、東京都江戸川区東葛西五丁目六番先交差点（以下「本件交差点」という。）において、第一当事者（以下「被疑者」という。）運転の自動車（以下「被疑車両」という。）が、タクシーに追突し逃走した交通事故（以下「本件事故」という。）を取り扱っていること、タクシーの運転手 ■ r k o n o （以下「原告」という。）及び乗客である進藤（以下「訴外進藤」

という。）の二名が負傷していたため、救急車により、東京都江戸川区中葛西五丁目三三番一五号所在の松田病院に搬送されたこと、逃走した被疑車両の特徴は、ホンダ・アコード系の黒色または紺色の自家用普通乗用自動車で、登録番号の一部が「足立 九四」であることなどの報告を受けた。

2　出口巡查部長は、右病院における診察後、葛西署に出頭してきた原告及び訴外進藤から事情聴取を行つたところ、本件事故の態様は、原告が、本件交差点手前において、車線を変更するため右折車線上に停止中、後方から進行してきた被疑車両に追突され、追突後、被疑車両が逃走したこと、本件事故により、原告には吐き気の症状があり、また、訴外進藤には首の後ろに痛みがあることなどが判明した。

出口巡査部長は、本件事故により原告及び訴外進藤が負傷したと認められたこと、被疑者が負傷者を救護する等必要な措置を講ぜず、かつ、事故発生の日時等道路交通法の定める事項を直ちに最寄りの警察署の警察官に報告することなく逃走していることなどから、本件事故を、業務上過失傷害並びに道路交通法違反（救護義務違反・報告義務違反）被疑事件（以下「本件事件」という。）として捜査することとした。

二 被疑者特定に至る経緯

1　出口巡査部長は、逃走した被疑者に対する追跡捜査を行つていたところ、同年一〇月二日、原告から、被疑車両の車種がホンダ・インスバイアに酷似している旨の連絡を受けた。そこで、右車種及び登録番

号に該当する車両及び所有者を捜査したところ、三台の車両が特定され、齊藤（以下「訴外齊藤」という。）ほか二名の所有者が判明した。

2　出口巡査部長は、同年一〇月五日、訴外齊藤に対し、電話で、本件事故の概要を説明した上、所有している車両を確認させてもらいたい旨を告げたところ、訴外齊藤は、本件事故を惹起させたことを認めた。

そのため、出口巡査部長は、同日、訴外齊藤を葛西署に呼び出し、本件事故の発生状況等について取り調べたところ、同人が、本件交差点を右折しようとした際、右折車線上に停止していたタクシーに追突したが、降車せず、そのまま逃走した旨を申し立てたことから、訴外

齊藤を本件事件の被疑者と認めた。

三 本件事件の捜査経緯

1 平成五年一〇月七日、出口巡査部長は、訴外齊藤及び原告を葛西署に呼び出し、訴外齊藤を立会人として、本件事故現場において実況見分を実施した後、葛西署で、訴外齊藤の取り調べを行つた。

訴外齊藤は、出口巡査部長の取り調べに対し、同僚一名を乗車させて帰宅途中であつたことから、本件交差点において、対面信号が、右折矢印信号に変わつたことから、信号を気にしながら進行していたため、進路前方に停止していたタクシーに気付くのが遅れ、急ブレーキをかけたが間に合わず、タクシーの後部付近に衝突したこと、衝突後、転回し、現場から逃走したことなどを供述した。

また、出口巡査部長は、訴外齊藤の取り調べを終了した後、原告から、本件事故の状況などについて事情聴取を行つた。

原告は、事故後一週間ほど気分が悪かつたが、今は普段と変わらないこと、病院に行つたのは事故当日の一日だけで、以後、通院していないことなどを申し立てた。

出口巡査部長は、本件事故を業務上過失傷害被疑事件として送致するには、傷害の程度等を認定するため、全治あるいは治癒見込みの期間が記載されている診断書が必要であることから、原告に対し、後日診断書を提出するよう依頼した上で、もし、原告に右診断書を提出する意思がなく、また、訴外進藤も同様である場合は、本件事故を道路交通法違反（報告義務違反）被疑事件として送致することになる旨を

説明した。

原告は、出口巡査部長の説明を聞いた後、「わかりました。」と答え、帰宅した。

3

同年一〇月一六日、出口巡査部長は、原告車に客として乗車していた訴外進藤から、本件事故の状況などについて事情聴取を行った。

訴外進藤は、原告車に乗車し帰宅途中、本件交差点手前で車両に追突されたこと、事故後、次第に首の後ろが張ったような痛みを覚えたので、念の為に救急車を呼んでもらい、松田病院に行つたこと、二、三日後には首の痛みはなくなり、今は通院しておらず、怪我もなく丈夫であることなどを申し立てた。

そこで、出口巡査部長は、原告に対する説明と同様、診断書が提出

されない場合は、本件事件を、道路交通法違反（報告義務違反）として送致することになる旨を説明した。

なお、出口巡査部長は、被疑車両に乗車していた訴外齊藤の同僚からも同年一〇月一四日、事情聴取した。

4 同年一〇月二五日、出口巡査部長は、原告から、症状が悪化したため、同月一六日から自宅近くの病院に通院している旨の連絡を受けた。

出口巡査部長は、同年一一月二日、原告を葛西署に呼び出し、症状が悪化した経緯、現在の症状、病院での治療状況について事情聴取を行つた。

原告は、出口巡査部長に対し、事故後、背筋付近が重い感じがして

いたが、それ程痛みもなく大丈夫だと思い通院していなかつたこと、数日経つても重い感じがとれず、仕事中、時々、左側の耳が聞こえにくくなつたので通院し始めたこと、病院は、東京都府中市分梅町三丁目五番七号所在の田中病院であること、現在は、一週間に三、四回通院し、マイクロウエーブ、湿布、投薬等の治療を受けていること、一〇月一七日から仕事を休んでいるが、大分具合が良くなつていいるので、仕事を始めようと思つていることなどを供述した。

そのため、出口巡査部長は、原告に対し、後日、治癒見込みの期間が記載されている診断書を提出するよう依頼した。

その後、しばらく経過しても、原告から診断書が提出されないため、出口巡査部長は、診断書を提出するよう何度も原告に連絡をし

た。

5 右のような事情聴取や連絡の過程において、原告は、出口巡査部長に對して、交通事故證明書がなかなか発給されないがどうしたのか、関係者の調書が揃っているのに人身事故として送検しないのはおかしいのではないか、葛西署長宛に抗議の手紙を出すなどと、何度か申し立てた。

これに対し、出口巡査部長は、人身事故としての交通事故證明書が発給されるためには、診斷書が必要であること、診斷書の提出がなければ、本件事故を人身事故として送致できないこと、交通事故證明書や送致の問題については、上司の判断も得ているので、手紙を出す必要はないことなどを繰り返し原告に伝えた。

なお、しばらくして、原告から、葛西署長に対する内容証明郵便が配達されたが、出口巡査部長は、上司の判断を得て、受け取らずに返送した。

6 同年一二月一四日、原告から、平成五年一〇月八日付け松田病院作成の診断書二通（このうち一通は、訴外進藤の診断書である。）及び平成五年一一月二日付け田中病院作成の診断書一通が郵送されたが、いずれの診断書にも、全治あるいは治癒見込みの期間が記載されていなかつた。

そのため、出口巡査部長は、田中病院に対し、電話で、原告の現在の症状、治療状況等を調査したところ、頸背部捻挫等で治療を行つているが、症状は良くなつてゐる旨の回答を得たため、同日、同病院に

対し、傷病名、治療状況、完治あるいは治癒見込み等に関する照会書を郵送した。

また、出口巡查部長は、右調査の結果、原告の症状、治療状況等が確認できたことから、翌一五日、自動車安全センター東京都事務所に対し、本件事故に係る発給に必要な書類を送付した。

7 同年一二月末、田中病院から、平成五年一二月二四日付けの回答書が郵送されたが、**全治あるいは治癒見込みの期間が未定**と記載されていたため、出口巡查部長は、平成六年一月一二日、再度、同病院に対し、電話で、原告の症状、治療状況等について確認したところ、原告が頸背部に鈍痛を訴えるため、電気治療を行っているが、投薬治療は行っていないことなどが判明したことから、**症状が固定しているもの**

と判断し、葛西署長は、同年一月二一日、本件事件を東京地方検察官に送致した。

四 訴外齊藤を送致した後の経緯

東京地方検察庁検察官は、平成六年六月八日、訴外齊藤を被疑者とする業務上過失傷害及び道路交通法違反（救護義務違反）被疑事件につき不起訴処分とし、また、同人を被疑者とする道路交通法違反（報告義務違反）被疑事件を江戸川区検察官に移送した。

江戸川区検察庁検察官は、同年六月二十四日、道路交通法違反（報告義務違反）被疑事件につき、江戸川簡易裁判所に公訴を提起し、同裁判所は、同月二七日、訴外齊藤に罰金五万円を言い渡した。

第二 原告の主張に対する反論

原告の主張は、以下のとおり、いずれも失当である。

一 本件事件の送致の遅延について

1 原告は、本件事件の送致に關し、関係者の調書が揃つた一一月初めから告訴を余儀なくされた一二月初めまでの間、葛西署長が、本件事件を送致しなかつたことが違法であり、これによつて損害を受けたなどと主張するが、前記第一の三において詳述した経過から明らかなどり、**本件事件の送致自体が遅れたという事実は存在しないので、葛西署長が、平成六年一月二一日、本件事件を東京地方検察庁検察官に送致したこと**に何ら違法な点がない。

2 そもそも、国家賠償法一条一項は、国又は公共団体の公権力の行使にあたる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違

背して当該国民に損害を加えた時に成立する責任であると解すべきところ、犯罪の捜査及び検察官による公訴権の行使は、国家及び社会の秩序維持という公益を図るために行われるものであって、犯罪の被害者の被侵害利益ないし損害の回復を目的とするものではなく、被害者が捜査又は公訴提起によつて受ける利益は、公益上の見地に立つて行わられる捜査又は公訴提起によつて反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益ではないのである（水戸地方裁判所平成六年八月五日判決、判例地方自治一三三号七九頁）から、原告に國家賠償法上の損害賠償請求をすることはできないというべきである。

二 交通事故証明書発給の手続きについて

原告は、平成五年九月下旬から同年一二月下旬まで、交通事故証明書が発給されなかつたことが違法であり、これによつて損害を受けたなどと主張するが、前記第一の三、5、6において詳述した経過から明らかなどおり、出口巡査部長は原告の症状、治療状況等の確認後、速やかに必要書類を自動車安全センター東京都事務所に送付しているのであり、発給に必要な手続きに何ら違法な点がない。

第三 結語

右に述べたことから明らかなとおり、葛西署員による本件事件の取扱いに何ら違法な点はないから、本訴請求は速やかに棄却されるべきである。